

●香川県告示第355号

二級河川別当川水系別当川について、河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項第3号の区域を次のとおり指定する。

その関係図面は、香川県土木部河川砂防課及び香川県小豆総合事務所において縦覧に供する。

平成27年12月1日

香川県知事 浜 田 恵 造

指定区域

次の図面の茶色で着色した部分に該当する土地の区域のうち河川法第6条第1項第1号及び第2号の区域を除いた区域

（「次の図面」は、省略し、その図面を香川県土木部河川砂防課及び香川県小豆総合事務所において縦覧に供する。）